

令和6年6月14日

愛知県常滑市「宿泊税」の新設

愛知県常滑市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される常滑市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	愛知県常滑市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税収の用途	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる
課税標準	課税客体への宿泊数
納税義務者	課税客体への宿泊者
税率	1人1泊につき、200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）2億円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）500万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり

- ・ 令和6年 3月 22日 常滑市議会にて条例案可決
- ・ 令和6年 4月 5日 総務大臣協議
- ・ 令和6年 6月 14日 総務大臣同意
- ・ 令和7年 1月 6日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。